

平成 25 年度 第 1 回安曇野市環境審議会 会議概要

- 1 審議会名 ..... 平成 25 年度 第 1 回 安曇野市環境審議会.....
- 2 日 時 ..... 平成 25 年 4 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで.....
- 3 会 場 ..... 穂高総合支所 3 階 第三会議室.....
- 4 出席者 ..... 環境審議会委員 15 名.....
- 5 市側出席者 ..... 小倉市民環境部長  
大向課長・塚田課長補佐・深澤係長・岡本主事 (以上 市民環境部 生活環境課)  
白澤課長・山田課長補佐・久保田課長補佐 (以上 市民環境部 廃棄物対策課)  
曾山課長・大竹課長補佐・米倉主査 (以上 農林部 農政課)  
齋藤係長・三澤主査 (以上 三郷総合支所 地域支援課).....
- 6 公開・非公開の別 ..... 公開.....
- 7 傍聴人 ..... なし ..... 記者 ..... なし.....
- 8 会議概要作成年月日 ..... 平成 25 年 5 月 14 日.....

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 三郷地区畜産悪臭対策 (実績報告) について
  - (2) 環境基本計画年次報告について
  - (3) 平成 25 年度 一般廃棄物処理実施計画について
  - (4) 臭気規制導入検討スケジュールについて
4. 閉会

【議事】

- (1) 三郷地区畜産悪臭対策 (実績報告) について

<事務局からの説明>

<質疑>

委 員：「三郷地区畜産悪臭対策取り組み経過報告書」1 ページ前段に、自然現象と臭気の強さの関係に言及している中で、自然現象の一つとして気圧が挙げられている。しかし気圧の高低と臭気の関係を表したグラフは見たことがないので、別紙 3 枚綴りのグラフにおいては天気置き換えて見るということか。冬季は気圧を測定していないと思われるので、気圧に言及すると科学的に不適切な部分が出てくるのではないか。

事 務 局：2 枚目のグラフを参照いただきたいが、気圧の高低は天気、昼夜で変わり、気圧に関しては上昇気流と下降気流の関係とみている。

委 員：測定していなくても気圧は冬季でも変動するので科学的に不適切な部分が出るのではないかとということである。

事 務 局：気圧の高低は測定していないので記載は不適切とも思われるが、安曇野市は夏に気温の高低が大きいので夏場に関してはある程度確定的に見ることが出来ると考えている。

委 員：例えば裁判など、対外的に説明する機会にそうした表現で太刀打ちできるのかどうかと

いう問題である。言葉には正確さが欲しい。

事務局：では「気圧の高低」の表現については書き過ぎということで削除することとする。

委員：気圧の測定を今後やる予定はないか。自動計測器等を用いれば一年中記録できるかと思うが。

事務局：来年度以降、報告書の文面も含め検討していきたいと考えている。

委員：7～10年間ほど取り組んできてこれだけデータが揃ってきた中で、行政としてはこれらのデータに基づいてこれからどういうことをやっていこうとしているのか。また状況は良くなってきているかどうか、捉え方も含め説明していただきたい。これまでの取り組みの効果があつたかどうか評価をしなければならない時期に来ていると思うのだが。

事務局（生活環境課）：平成20年ころから毎年この審議会においても報告させていただいてきたが、効果があつたかと問われると苦しい面がある。苦情件数のグラフを見る限り減少しているとは断言できないが、平成24年度については若干ではあるが減少傾向にあると見られたため、報告書の中にもそうした文言を一部記述した。畜産業を続けている限り悪臭を急激に減らすということは難しいが、業務を続けていく中で少しでも減らすようにしていく必要がある。対応の程度については後ほど説明させていただくが、今後生活環境課側が悪臭についての基準を設け、基準を上回った場合はそれに基づいた指導、勧告を行っていくという方針である。

事務局（農政課）：平成22年頃は三郷総合支所では毎日夕方になるとおっていた。その当時に比べればおいのヴォリュームという点では、広範囲にわたるような悪臭は減ってきているように感じる。一方で畜産農家の近所に住む人たちは臭気モニターの調査結果、あるいは苦情の内容からしてもあまり変わっていないという現状もある。担当者としては全体的な効果にはつながっていないと感じる。平成24年度については4月から月1回以上、夏場については毎週臭気測定（検知管による悪臭物質濃度の測定）と、臭気センサという機械で臭気指数の測定を1年間継続して行い結果を検証した。この中でわかったことは、悪臭の発生する根源については当然糞尿のある場所は臭う。また糞尿がある程度堆肥化処理や浄化槽処理をする場合にある場所に停滞すると、糞尿が腐り悪臭が発生する。そういった腐敗をさせない対策の一つとして乳酸菌液の散布を行ったがこれは根本的な解決策ではない。根本的な解決を図るためには糞尿を生糞に近い状態で迅速に処理する必要がある。現在農家側とは5月末までに畜産施設の改善計画をとりまとめるということで調整をしており、その中では悪臭の根源となっていると思われる部分について、その糞尿処理の手法等の見直しを図っていくということが25年度の基本的な考え方であり、その補完として乳酸菌液の散布、散水等を計画及び実施していく中で、状況がどうなのかを確認していきたい。また人間の嗅覚で臭気の強さを10あるとした場合、9割減ったところで臭いが減ったと感じるということである。そのため、全体的な臭気の濃度については減少傾向にあるものの、住民の皆さんが納得するレベルまで引き下げるには課題が多い。

委員：市民から見ると状況は良くなったと感じているが、なぜそれがデータとして出てこないのか疑問である。農家側が努力しているということデータを示していく必要がある。

委員：地元住民が巡回しているにもかかわらず、一部農家が廃材を散乱させているという事実は残念である。畜産悪臭対策協議会には畜産農家も実際に参加しているということであるが、そうした行為を自ら行おうとする事業者とはどのような者なのだろうか。農業振興の面からは畜産も重要ではあるが。

委員：正しく仕事をするという事を訴え、よろしくない行為は制御していくことによって何か効果があればよいと思う。また、資料の中に平成 25 年度の計画として安定的な良質の乳酸菌液の製造を確立するとあるが、製造できなかった分、その補完はどのように行うのか。

事務局（農政課）：乳酸菌液の製造は昨年 4 月に開始し、6 月頃乳酸菌液の匂いが変わったため、畜産試験場に有機酸の分析を依頼した。それ以降は酪酸の割合が多く、乳酸の割合が少ないという状況が確認された。11 月からは再度乳酸菌液をゼロから造り直し、定期的な有機酸の分析を行った。分析をする中で乳酸菌をゼロから造り始めてほしい 80 日がターニングポイントとなる程度わかってきた。というのは 80 日を過ぎると乳酸菌液中の酪酸の割合が増加し始めるため、現時点では 80 日に達する前、約 2 ヶ月でゼロから造り直す作業をしている。これが功を奏するかはまだ確定できないが、これまでの分析からは安定的な製造を確立する手法と考えられる。乳酸菌液の質を評価する基準としてフリーク評点というものがある。マイナス 10 点から 100 点満点の範囲であり、これを一つの参考としながら良質な乳酸菌液の製造を目指していきたいと考えている。これまでは、造り始めのものは 96 点、酪酸の割合が高くなると評価が下がるのだが最も低いものでマイナス 10 点がついた。安定的な製造という観点からは 90 点以上のものの製造を目指していきたいと考えている。

委員：畜産悪臭対策協議会に参加している立場としては、市が対策に尽力していることは評価できるが、農家側は自主的に何か対策をしていくというスタンスではなく市に尻を叩かれてついてきているという印象を受ける。施設改善計画については過去から議題には挙がっていたものの具体的な計画には至らなかったため、今年度は重点的に取り組んでいく必要がある。また先程も意見があったがこれまでのデータを評価した上で対策の方向性や目標を定める時期に来ていると思う。

事務局（生活環境課）：データに基づいた評価というのはなかなか難しい面がある。平成 25 年度は臭気モニターの実施期間を通年とする、また昨年度からであるが臭気測定を年 3 回行う、資料に記載はないが今年度は臭気センサという機器を購入し人間の嗅覚に近い臭気指数を畜産臭気に特化して定期的に測定及び分析をする、といった取り組みを行う予定であり、これまでよりデータ面の充実が図られると考えている。結果はまた報告させていただく。

## （2）環境基本計画年次報告について

<事務局からの説明>

<質疑>

委員：各プロジェクトの下段に実績評価欄があるが、何かを実施した、という事実だけでランク付けの評価は高くなるのだろうか。実施されたから良いという訳ではなく、その内容

や効果が問題となってくると思うのだが。

事務局：各プロジェクトの計画立案及び実績評価は環境基本計画推進会議の 5 つのワーキンググループごとに行われており、ランク付けについてもワーキンググループのメンバーが計画に基づいて達成度を評価したものを示している。

委員：今後、もう少しシビアな方法、例えば部外者評価を行うようなことは考えているか。

事務局：各プロジェクトの実施主体は主に行政、市民、事業者であり、推進会議自体が実施しているものはほとんどない。また資料 41 ページをご覧ください、推進会議の一番の役割は計画の進行状況の確認と総合的な評価である。こうしたことから推進会議が第三者的な立場から評価をしているというように見なすことができる。また、今後この体制を変更する予定はないが、計画策定、実績評価ともに行政の担当者や市民、事業者など各実施主体の意見を聞いた上で総合的な判断を行っている。

委員：例えばプロジェクト「ごみを減らそう」と後ほど説明のある「安曇野市一般廃棄物処理実施計画」のように、環境基本計画推進会議で策定する年次計画と、行政の担当課が策定する事業計画の内容、動向は合致しているのか。

事務局（廃棄物対策課）：ごみの関係は減量化と資源物化を中心に取り組んでいるが可燃ごみについては減少傾向にある。減少の理由としては、ごみ全体の量が不燃ごみ、資源物も含め減少していることが考えられる。詳しい評価については後ほど説明させていただく。

委員：資料 27 ページに緑化という言葉が出てくる。しかし一方で公園の清掃等では除草剤を使用して緑化を抑止している場合もある。したがって緑化の推進とは相反すると思われる除草剤の使用について市としてはどのような見解であるか。

委員：市内でもさまざまな場所に緑化のため植樹や花壇の設置がされている。しかし庁舎周辺の花壇など手入れがされていないような箇所も見受けられる。緑化という言葉にはその場所を美化するという意味も含まれているのではないか。

事務局：緑化についてある小学校に意見を伺ったところ、雑草が生えているような場所に芝生を植えることでそこが管理しなければならない場所となり、それによって有効な緑化策となるという回答を得た。

委員：プロジェクト「生物多様性を維持する」について、安曇野市版レッドデータブックの有効な活用を市民や観光客に周知する方策や、外来種対策の更なる強化を行っていただきたい。

事務局：レッドデータブックについては平成 25 年度中に原稿を完成させ、平成 26 年度に印刷、発行を行う予定である。発行後それを市民に公に周知するかについてはまた検討させていただく。外来種対策についてはアレチウリの全市一斉駆除は行っているが、オオカワヂシャ等についてもまた検討させていただく。

### （3）平成 25 年度 一般廃棄物処理実施計画について

<事務局からの説明>

<質疑>

委員：一人当たりの可燃ごみ排出量に地域によって差があるというのは非常に興味深い。先ほどの説明では原因がはっきりしないとのことであるが、分析、検討し今後の資料として

いただきたい。

事務 局：地域によって違いがあるというのはもしかしたら旧町村時代からの取り組みなども影響しているのかもしれない。原因ははっきり分からないがこちらとしても興味を持って注視しているので是非今後のごみ減量に活かしていきたい。

委 員：粗大ごみの回収回数が豊科、穂高地域が月 1 回、三郷、堀金地域が年 2 回、明科地域は年 6 回となっている。例えば三郷地域では行列ができ 1 時間かかりで収集している。市内であればどの地域に持ち込んでもよいということであるが、できるだけ近い場所で収集してもらえればありがたい。

事務 局：豊科、穂高地域はリサイクルセンター、明科地域はストックヤードがありそこで粗大ごみの収集を行っている。三郷、堀金地域にはそうした施設がないので、各支所に収集業者が出向いて収集している。一度この方法を変更し、三郷、堀金地域の市民の方には豊科リサイクルセンターを利用していただくことを検討したが、やはり不便をきたすということで変更しなかった。当然、三郷、堀金地域の市民の方が他地域のリサイクルセンター等に持ちこんでいただくことは可能だが、各地域にとってどのような方法が最善であるかは検討中である。

委 員：では、何についての答えが分かれば検討可能となるのか。

事務 局：まず、安曇野市内で粗大ごみを収集する場所がどの程度必要なのか、あるいは何回収集すればよいのか、また料金の問題がある。豊科リサイクルセンターは重量で値段を決めているが、他地域は収集業者が決められているというように統一できていない。こうした問題を一つずつ解決した上で検討していく必要がある。

委 員：他地域のリサイクルセンターを利用する場合、例えば三郷地域の市民は豊科リサイクルセンターがどこにあるかなど知らない場合も多い。地図、収集日、業者ごとの収集品目も含め一覧として情報提供していただきたい。

事務 局：そうした情報は「家庭ごみ・資源物 出し方の手引き」という冊子にすべて掲載されているが、ご覧にならない方もいらっしゃるようなので、より一層の情報提供を図っていききたい。

委 員：資料 6 ページ記載の、家庭用パソコンのメーカーによる自主回収リサイクルについて言及があるが、粗大ごみとして回収してもらえず苦勞している。

事務 局：今年の 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」への対応として、安曇野市としても全市一斉で試験的に 5 支所に小型電子機器の回収ボックスを設け、6 月より処分業者による収集を開始する予定である。回収対象はパソコンも含む 16 品目とする。ただこの処分業者は国の方で特定されるものであり、まだ国の方から通知が来ておらず、処分業者がまだ決まっていない。業者が決定すれば早めに実施したい。

委 員：「無料回収」というのぼりを設置している業者を見かけることがある。そうした業者に持ち込もうとする市民もいると思うが。

事務 局：市としてはそうした業者が実際に無料かどうか把握しておらず、また、無料で回収していれば許可は必要ないのだが、実際には料金を徴収しているとすれば許可が必要となる。このように法律上問題のある可能性もあるため、全国各地で問題になっているのだ

が適切な対策ができていない。市としては問い合わせを受けても市は一切関与していないとしか回答できない。

委員：市指定のごみ袋がすぐ破れてしまう。他市の人が使用してもそのように感じるようである。以前同様の質問をさせていただいた時は、現状のコストではこの質のものしかできないと回答をいただいた。ただ検討していただいた上で、もう少し丈夫にしていればより安全にごみを出すことができると思う。

事務局：電話でもそうした声を聞いていることもあり、品質についてはチェックが必要ということで現在メーカーと相談しているところである。

委員：ごみの排出量具体的な数値として示してあるが、市としてはこの数値をどの段階まで改善して経済的効果を発生させようとしているのか。また下水道の普及率は現在市内でどの程度まで達成されているか。

事務局：平成 23 年度に「安曇野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その中では平成 32 年度の市民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量の目標値を設定している。実施計画の中に基本計画で示している目標値を記載した方がよろしければ記載し、また基本計画と実施計画に記載されている数値を比較できるような資料も提供したい。下水道の普及率については後日回答させていただきたい。

委員：資料 8 ページ「環境教育の推進」では昨年度と同じ文言が記載されているように思うが、計画に書くだけでなく当該年度の実績も報告するようにしていただきたい。

事務局：今後は報告するようにしたい。平成 24 年度に関して言えば市から学校へ依頼し学習の機会を持つということにはなかった。

#### (4) 臭気規制導入スケジュールについて

<事務局からの説明>

<質疑>

委員：「臭気規制による効果調査」の段に「気象、地理等自然環境概況調査」という項目がある。

(1) の三郷地区畜産悪臭対策の質疑でも述べたが、気圧の測定などはコストがかからないと思うので、ここで実施できると思うのだが。

事務局：効果調査は委託先の業者が行うものであり、市が独自に装置を購入して調査をするものではないため、実施する予定はない。

委員：規制方式はこれまでの説明から物質濃度規制ではなく臭気指数規制を採用するという認識をしていたが、規制方式の比較調査をするということは、何か方針が変わったということか。

事務局：現在、市では臭気指数と物質濃度の両方の測定を行っている。悪臭防止法の 2 種類の規制方式のうち、安曇野市ではどちらが有効な規制方式か、比較、検討する必要がある。畜産悪臭対策の中では臭気指数による規制が有効だという話が議論の中でも出てきてはいたが、現段階で確定はしていない。今後、畜産農家以外の飲食業や廃棄物処理業も含めて実態調査を行い、最終的にどちらの方式を採用するかは、環境審議会に諮った上で結論を出したい。

委員：しかし事の発端は畜産悪臭の問題であり、その対策として臭気規制を行うということで

はなかったか。これまでの畜産悪臭対策協議会の中では臭気指数による規制が望ましいという話だったように思うのだが。

事務局：結果的に臭気指数による規制を採用することになるかもしれないが、現状では各方面から意見を聞いた上で有効な手段を検討する段階であるため、規制方式について結論を出すことができない。

委員：悪臭防止法という法律の名前は初めて聞いたので、法律の目的などを教えていただきたい。

事務局：悪臭防止法第一条に「この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。」とある。悪臭を規制し、生活環境を保全するという目的であると言える。

委員：農家側にもこうした規制が導入されることを伝えておいていただきたい。

事務局：委員さんのおっしゃる通り、農家側も規制が導入されてすぐにそれに対応することは非常に難しいので、農政課を介して農家側には2年後に規制が導入されることを伝えてあり、それまでに農政課側と協力しながら、改善していただくようお願いしている。